

6.19 廃棄物等

6.19.1 調査

(1) 調査の概要

1) 文献その他の資料調査

文献その他資料調査の概要は表-6.19.1に示すとおりです。

表-6.19.1 廃棄物に係る文献その他資料調査

調査項目	調査地域
廃棄物処理施設の状況	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（種子島地区広域事務組合、西之表市・中種子町）、産業廃棄物処分業者許可業者一覧等
廃棄物の種類及び量並びに処理等の把握	対象事業に係る造成計画、施設計画等から、廃棄物の種類及び量並びにその処理等
廃棄物処理に関する計画・施策等	「鹿児島県廃棄物処理計画」における各種施策の目標値等

(2) 調査結果

1) 文献その他の資料調査結果

(a) 廃棄物処理施設の状況

a) 一般廃棄物

調査対象地域の一般廃棄物処理施設の状況は、「第3章 3.2.8 その他対象飛行場設置等事業に関し必要な事項（1）廃棄物処理施設の状況 1）一般廃棄物」に示すとおりです。また、調査対象地域の一般廃棄物処理施設及び処理状況を表-6.19.2、表-6.19.3に示します。

表-6.19.2 一般廃棄物処理施設の状況

施設	処理内容	規模	残余容量	使用開始 (埋立終了)
種子島清掃センター	焼却施設	22 t / 日	-	2012 年度
	最終処分場	面積 2,730 m ² 容積 8,000 m ³ × 3 区画	18,746 m ³	2012 年度 (2026 年度)
南種子町清掃センター	焼却施設	11 t / 日	-	1996 年度
南種子町管理型最終処分場	最終処分場	面積 855 m ² 容積 6,100 m ³	4,623 m ³	2011 年度 (2025 年度)

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果（令和2年度調査結果）」（令和4年4月 環境省 環境再生・資源循環局）

表-6.19.3 一般廃棄物の処理状況（平成28年度～令和2年度）

施設	処理内容	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	平均	1 日当たり
種子島清掃センター	焼却施設	5,639t	5,636t	5,849t	5,623t	5,813t	5712.0t	15.65t
	最終処分場	724t 819 m ³	741t 546 m ³	765t 546 m ³	756t 546 m ³	816t 546 m ³	760.4t	2.08t
南種子町清掃センター	焼却施設	1,062t	990t	1,033t	1,049t	1,090t	1044.8t	2.86t
南種子町管理型最終処分場	最終処分場	171t 171 m ³	156t 156 m ³	152t 152 m ³	166t 166 m ³	131t 131 m ³	155.2t	0.43t

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果（平成28年度～令和2年）」（環境省 環境再生・資源循環局）を基に作成

b) 産業廃棄物

調査対象地域の産業廃棄物処分許可業者は、「第3章 3.2.8 その他対象飛行場設置等事業に関し必要な事項 (1) 廃棄物処理施設の状況 2) 産業廃棄物」に示すとおりです。また、調査対象地域の産業廃棄物処分許可業者の取り扱う産業廃棄物を表-6.19.4に示します。

表-6.19.4 調査対象地域の産業廃棄物処分許可業者の取り扱う産業廃棄物

No.	名称	処理内容の詳細	廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず	ガラ・コン・陶磁器くず	がれき類	紙くず	木くず	繊維くず
1	有限会社種子島クリーン産業	破碎施設							○	
		焼却施設						○	○	○
		破碎施設				○	○			
		破碎施設	○	○	○	○		○	○	○
2	春田久男	圧縮・破碎施設	○		○	○	○			
3	東建設工業株式会社	破碎施設				○	○			
		破碎施設							○	
		焼却施設						○	○	○
4	種子島ティーエムイーエス株式会社	安定型最終処分場	◎	◎	◎	◎	◎			
5	有限会社上浦産業	破碎施設				○	○			
6	有限会社上浦重建工業	焼却施設						○	○	○
		破碎施設							○	

注：令和4年3月31日現在。

取り扱う産業廃棄物は○表示。(うち、石綿含有産業廃棄物を含む場合は◎表示。)

出典：鹿児島県ウェブサイト「産業廃棄物処分業者許可業者一覧」

(<http://www.pref.kagoshima.jp/ad03/kurashi-kankyo/recycle/meibo/list-s.html>)

(b) 廃棄物の種類及び量並びに処理等の把握

本事業の実施により発生する廃棄物の種類及び量並びに処理については、「6.19.2 予測」に示すとおりです。

(c) 廃棄物処理に関する計画・施策等

a) 鹿児島県廃棄物処理計画

鹿児島県廃棄物処理計画の概要は、「第3章 3.2.7 環境の保全を目的として指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容 (5) その他の法令等による指定状況 2) その他環境保全計画等」に示すとおりです。

また、鹿児島県廃棄物処理計画における一般廃棄物についての目標値を表-6.19.5に、産業廃棄物についての目標値を表-6.19.6に示します。

表-6. 19. 5 一般廃棄物についての目標値

目標値の種類	令和2年度 推計値	令和7年度 予測値	令和7年度 目標値	備考
排出量（千トン）	532	501	483	9.2% 削減
一人一日当たり排出量（g）	918	909	875	4.7% 削減
リサイクル率（%）	16.4	17.4	23.4	7.0 ポイント増加
最終処分量（千トン）	59	52	47	20.3% 削減

出典：鹿児島県ウェブサイト「鹿児島県廃棄物処理計画」（令和3年3月 鹿児島県）
http://www.pref.kagoshima.jp/ad03/kurashi-kankyo/rotate/sanpai/singikai_index.html

表-6. 19. 6 産業廃棄物についての目標値

目標値の種類	令和2年度 推計値	令和7年度 予測値	令和7年度 目標値	備考
総排出量（千トン）	8,170 (174)	8,320 (177)	8,170	現状維持
リサイクル率（%）（農業を除く）	63.9	62.6	63.9	現状維持
最終処分量（千トン）（農業を除く）	86	87	86	現状維持

注：総排出量の（）内の数値は、熊毛地域の排出量を示す。
 出典：鹿児島県ウェブサイト「鹿児島県廃棄物処理計画」（令和3年3月 鹿児島県）
http://www.pref.kagoshima.jp/ad03/kurashi-kankyo/rotate/sanpai/singikai_index.html

b) 鹿児島県環境基本計画

鹿児島県環境基本計画の概要は、「第3章 3.2.7 環境の保全を目的として指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容（5）その他の法令等による指定状況 2）その他環境保全計画等」に示すとおりです。

計画の基本目標（将来像）の一つ、「環境負荷が低減される循環型社会の形成」として、

- ・従来の大量生産・大量廃棄型の社会の在り方やライフスタイルを見直し、資源やエネルギーの効率的な使用、限られた資源を繰り返し使うことのできる物質循環の流れの確保など、環境への負荷をできる限り低減した、循環型社会が形成されていること。
- ・産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルが更に促進されているとともに、産業廃棄物処理施設の整備及び産業廃棄物の適正処理が促進されていること。

また、環境指標として、鹿児島県廃棄物処理計画の一般廃棄物及び産業廃棄物についての目標値（表-6. 19. 5及び表-6. 19. 6）の他、表-6. 19. 7に示す建設廃棄物に関する内容が掲げられています。

表-6. 19. 7 建設廃棄物に関する環境指標

項目	現況（令和元年度）	目標（令和12年度）
建設廃棄物再資源化率（アスファルト・コンクリート塊）	100%	100%
建設廃棄物再資源化率（コンクリート塊）	100%	100%

出典：鹿児島県ウェブサイト「鹿児島県環境基本計画」（令和3年3月）
<http://www.pref.kagoshima.jp/ad01/kurashi-kankyo/kankyo/sougou/keikaku/kihonkeikaku/index2.html>

6.19.2 予測

(1) 工事の実施

1) 予測の概要

工事の実施に伴い、造成等の施工による一時的な影響に伴う廃棄物等（建設工事に伴う副産物）を予測項目とし、表-6.19.8に示すとおり予測を行いました。なお、切土については、盛土等に用いることとし、建設残土が極力発生しないようにします。

表-6.19.8 廃棄物に係る予測の概要

項目	内容
予測項目	廃棄物等（建設工事に伴う副産物）
影響要因	造成等の施工による一時的な影響
予測地域	対象事業実施区域及びその周辺としました。
予測対象時期等	造成等の工事期間中で建設副産物が発生する時期としました。
予測の手法	建設工事に伴う副産物の発生の状況及び処分の状況の把握を、事業計画から推定する方法、排出原単位から推定する方法、類似事例から推定する方法等により行いました。

2) 予測方法

(a) 土木工事における副産物（樹木伐採による木材）

事業計画及び樹木調査結果から伐採樹木の発生量を算出しました。

(b) 建築工事から発生する副産物（一般廃棄物及び産業廃棄物）

事業計画及び排出原単位から一般廃棄物及び産業廃棄物量を算出しました。

(c) 撤去工事から発生する副産物（コンクリート及び鋼材等）

陸域工事における仮設プラント等施設の撤去及び海域工事における工事用仮設栈橋の撤去時にコンクリートならびに鋼材等が建設副産物として発生します。事業計画からコンクリートならびに鋼材等の発生量を算出しました。

3) 予測結果

(a) 土木工事における副産物（樹木伐採による木材）

樹木の伐採による木材発生量を表-6. 19. 9に示します。木材は 57, 000m³ 発生すると予測しました。

伐採樹木については、対象事業実施区域内において集積後切り揃えしたうえで、島外へ搬出し、産業廃棄物処理業者に委託し、中間処理施設で処理を行い、再資源化に努めます。

なお、対象事業実施区域の内外で本事業とは別に実施している管理用道路（外周道路）の整備が行われますが、本事業に比べ工事の規模が小さく、種子島における影響は極めて限定的であることから、予測内容に影響を及ぼすものではないと考えられます。

表-6. 19. 9 樹木伐採による木材発生量

項目	数量
木材	57, 000m ³

(b) 建築工事から発生する副産物（一般廃棄物及び産業廃棄物）

a) 一般廃棄物

建築工事から発生する一般廃棄物の発生量は、建築物ごとに現場事務所（約 80 m²）の立地を想定し、1 日当たりの排出量を事務所ビルの排出基準（0. 04kg/m²）により算出しました。一般廃棄物の発生量は、工事期間全体（45 か月）で 37t と予測しました。なお、工事に従事する作業員が一部、対象事業実施区域内に宿泊する計画であり、その施設からの発生も想定されます。

発生した一般廃棄物は、ルールに従い分別のうえ、島外へ搬出する計画です。東京都江東区の基準を参考に、可燃ごみ 3、不燃ごみ 1、資源ごみ 1 の割合を想定すると、工事期間中に発生する 1 日当たりの可燃ごみは 0. 79t であり、種子島内の焼却施設の 1 日当たりの処理量（2 施設合計 18. 51t）の 4. 3%に相当する量です。また、処理能力（2 施設合計 33t/日）に与える影響は 2. 4%に相当します。不燃ごみは、1 日当たり 0. 26t であり、種子島島内の最終処分場処理量（2 施設合計 2. 51t/日）の 10. 4%に相当する量です。

一般廃棄物の受け入れについては、引き続き、関係地方公共団体等との調整に努めます。なお、資源ごみについては、空き缶や空きビン等の分別を含め、適正に処理・処分する計画です。

b) 産業廃棄物

建築工事で発生する産業廃棄物の発生量は、建築物ごとの延べ面積及び表-6.19.10に示す「建築系混合廃棄物の原単位調査 平成28年度データ」（社団法人 日本建設業連合会 環境委員会、平成30年）の発生原単位により算出しました。産業廃棄物の発生量を表-6.19.11に、品目別の発生量を表-6.19.12に示します。産業廃棄物は、工事期間全体で4,180.1tと予測しました。なお、品目別の発生量は、コンガラ1,089.9t（26.1%）、アスコン235.9t（5.6%）、ガラス陶磁器181.3t（4.3%）、廃プラスチック280.0t（6.7%）、金属くず144.7t（3.5%）、木くず375.5t（9.0%）、紙くず116.3t（2.8%）、石膏ボード317.1t（7.6%）、その他437.1t（10.5%）、混合廃棄物1,002.3t（24.0%）です。

発生した産業廃棄物は、島外搬出後、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し適正に処理する計画です。

アスファルト・コンクリート塊及び鋼材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に基づき、産業廃棄物処理業者に委託し、中間処理施設で破砕処理等を行い、再資源化します。その他の産業廃棄物については、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し適正に処理する計画です。

表-6.19.10 産業廃棄物品目別原単位 (kg/m²、下段は構成比)

延床面積	発生原単位	コンガラ	アスコン	ガラス陶磁器	廃プラ	金属くず	木くず	紙くず	石膏ボード	その他	混合廃棄物
1,000 m ² 未満	53.7	13.0	2.0	3.3	2.3	1.5	3.3	1.1	4.1	1.5	21.7
	100%	24.2%	3.7%	6.1%	4.3%	2.8%	6.1%	2.0%	7.6%	2.8%	40.3%
3,000 m ² 未満	67.4	18.5	3.8	2.1	5.0	2.3	7.9	1.6	4.0	5.5	16.7
	100%	27.4%	5.6%	3.1%	7.4%	3.4%	11.7%	2.4%	5.9%	8.2%	24.8%
6,000 m ² 未満	59.1	14.4	3.5	3.4	4.0	2.5	4.6	1.6	4.5	7.4	13.1
	100%	24.3%	6.0%	5.8%	6.8%	4.3%	7.8%	2.7%	7.7%	12.6%	22.1%
10,000 m ² 未満	50.3	13.4	2.9	2.0	3.2	1.5	3.9	1.7	4.6	6.3	10.7
	100%	26.5%	5.8%	4.0%	6.4%	3.0%	7.8%	3.4%	9.2%	12.6%	21.4%
10,000 m ² 以上	39.6	9.7	2.0	3.1	2.8	2.6	3.8	1.1	2.9	5.8	5.6
	100%	24.6%	5.1%	7.9%	7.1%	6.6%	9.6%	2.8%	7.4%	14.7%	14.2%

注：出典に基づき数値を算出しており、端数処理のため合計値と一致しない場合があります。

出典：「建築系混合廃棄物の原単位調査 平成28年度データ」（社団法人 日本建設業連合会 環境委員会、平成30年）

表-6.19.11 建築工事から発生する産業廃棄物量

施設	延べ面積計 (m ²)	原単位 (kg/m ²)	発生量 (t)
1,000 m ² 未満	5,992	53.7	283.1
1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	20,483	67.4	1,380.6
3,000 m ² 以上 6,000 m ² 未満	19,358	59.1	1,144.1
6,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	27,284	50.3	1,372.4
10,000 m ² 以上	0	39.6	0.0
計	—	—	4,180.1

表-6.19.12 品目別産業廃棄物量 (t)

施設名	発生量 計	コン ガラ	アス コン	ガラス 陶磁器	廃プラ	金属 くず	木くず	紙くず	石膏 ボード	その他	混合 廃棄物
1,000 m ² 未満	283.1	68.4	10.5	17.4	12.1	7.9	17.4	5.8	21.6	7.9	114.2
1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	1,380.6	378.9	77.8	43.0	102.4	47.1	161.8	32.8	81.9	112.7	342.1
3,000 m ² 以上 6,000 m ² 未満	1,144.1	278.2	68.1	66.2	77.8	48.6	89.5	31.1	87.6	144.0	252.9
6,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	1,372.4	364.3	79.4	54.8	87.7	41.1	106.8	46.6	126.0	172.6	293.1
10,000 m ² 以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計	4,180.1	1,089.9	235.9	181.3	280.0	144.7	375.5	116.3	317.1	437.1	1,002.3
(構成比)	100%	26.1%	5.6%	4.3%	6.7%	3.5%	9.0%	2.8%	7.6%	10.5%	24.0%

(c) 撤去工事から発生する副産物（コンクリート及び鋼材等）

a) 陸域工事

陸域工事における仮設プラント等施設の撤去時のコンクリートの発生量を表-6.19.13に、鋼材の発生量を表-6.19.14に示します。コンクリートは2,695m³、鋼材は1,132t発生すると予測しました。

発生したコンクリート及び鋼材は、島外へ搬出し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に基づき、産業廃棄物処理業者に委託し、中間処理施設で破碎処理等を行い、再資源化します。

表-6.19.13 コンクリートの発生量（陸域工事）

項目	細目	単位	発生量
仮設生コンプラント①	基礎	m ³	200
仮設生コンプラント②	基礎	m ³	200
仮設生コンプラント③	基礎	m ³	200
仮設セメント備蓄サイロ	基礎	m ³	400
仮設砕石プラント	基礎	m ³	900
仮設燃料タンク	タンク基礎	m ³	200
仮設浄化装置	浄化装置基礎	m ³	40
仮設濁水処理装置	濁水処理設備基礎	m ³	46
	仮設貯水タンク基礎	m ³	265
仮設受水槽	鋼製タンク基礎	m ³	22
仮設浄化槽	浄化槽基礎	m ³	22
その他既設撤去		m ³	200
合計			m ³ 2,695

表-6.19.14 鋼材の発生量（陸域工事）

項目	細目	単位	発生量
仮設生コンプラント①	基礎	t	180
仮設生コンプラント②	基礎	t	180
仮設生コンプラント③	基礎	t	180
仮設セメント備蓄サイロ	基礎	t	200
仮設砕石プラント	基礎	t	340
仮設燃料タンク	タンク基礎	t	52
合計			t 1,132

b) 海域工事

海域工事における工事用仮設栈橋の撤去数量を表-6. 19. 15に示します。撤去工事は工事開始後 38 か月目～45 か月目を実施する計画です。撤去した資機材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に基づき、産業廃棄物処理業者に委託し、中間処理施設で破碎処理等を行い、再資源化します。

表-6. 19. 15 工事用仮設栈橋の撤去数量（海域工事）

No.	撤去材料	規格	単位	合計	備考
1	ラブルネット	12t 型(7.5m ³ /空隙率9%)	(袋)	18,172	
2	捨石(基礎捨石)	5～100kg/個	(m ³)	407,731	
3	捨石(被覆石)	100～300, 300～500, 500～700kg/個	(m ³)	42,775	
4	被覆ブロック	ビーハイブ 2t 型	(個)	2,678	
		ビーハイブ 3t 型	(個)	469	
		ビーハイブ 4t 型	(個)	838	
		ビーハイブ 6t 型	(個)	882	
		ビーハイブ 8t 型	(個)	754	
		ビーハイブ 10t 型	(個)	112	
		ビーハイブ 16t 型	(個)	602	
		ビーハイブ 20t 型	(個)	537	
		傾斜堤上部工用 8t 型	(個)	4,220	
5	根固めブロック	2.5m×1.5m×0.8m (6.9t)	(個)	185	
		3.0m×2.5m×1.0m (17.3t)	(個)	20	
		4.0m×2.5m×1.2m (27.6t)	(個)	82	
		5.0m×2.5m×1.4m (40.3t)	(個)	146	
		5.0m×2.5m×1.6m (46.0t)	(個)	44	
		5.0m×2.5m×1.8m (51.8t)	(個)	48	
		5.0m×2.5m×2.0m (57.5t)	(個)	44	
6	鋼殻ケーソン	L(B)40.0m×B(L)30.0m×H9.4～12.9m	(t)	29,720	スクラップ
7	中詰め砂		(m ³)	250,176	
8	蓋ブロック		(個)	912	
9	上部工(コンクリート)		(m ³)	23,712	

(2) 飛行場及びその施設の存在及び供用

1) 予測の概要

飛行場及びその施設の存在及び供用については、施設からの事業系一般ごみ(可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ)として発生する廃棄物があることから、表-6. 19. 16に示すとおり予測を行いました。なお、産業廃棄物については、現時点では発生量を定量的に予測することは困難ですが、産業廃棄物が発生した際には、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し適正に処理します。

表-6. 19. 16 廃棄物に係る予測の概要（飛行場の施設の供用）

項目	内容
予測項目	廃棄物等（施設の供用に伴う廃棄物）
影響要因	飛行場の施設の供用
予測地域	対象事業実施区域及びその周辺としました。
予測対象時期等	飛行場の施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期としました。
予測の手法	施設の供用に伴う廃棄物の発生の状況及び処分の状況の把握を、事業計画（各施設の延べ面積）及び廃棄物の排出原単位から推定する方法により行いました。

2) 予測方法

本事業で計画している各施設を利用用途で分類し、各施設の延べ面積と施設用途別の排出原単位から、廃棄物量を推定しました。なお、施設用途別の廃棄物の排出原単位については、東京都 23 区内の施設用途別廃棄物排出基準を参考に表-6. 19. 17に示すとおり設定しました。

表-6. 19. 17 施設用途別の排出原単位

施設の用途	1日あたりの排出量 ^{※1}
隊舎	0.06kg/m ² （ホテル相当） ^{※2}
食堂	0.20kg/m ² （飲食店相当）
体育館・プール	0.03kg/m ² （文化娯楽施設、学校相当）
局舎、その他	0.04kg/m ² （事務所ビル相当）

注1：（※1）1日あたりの排出量は、東京都23区内の施設用途別廃棄物排出基準を参考としました。

注2：（※2）廃棄物量算出に際しては、稼働率50%と想定しました。

また、廃棄物の処分の状況については、工事中と同様に東京都江東区の基準を参考に、可燃ごみ3、不燃ごみ1、資源ごみ1の割合を想定しました。

3) 予測結果

施設の供用に伴い発生する1ヶ月当たりの廃棄物量は、施設全体で、85.2t/月と予測しました。なお、種類別の廃棄物量は、表-6.19.18に示すとおり、可燃ごみ51.1t/月、不燃ごみ17.0t/月、資源ごみ17.0t/月です。

発生した一般廃棄物は、ルールに従い分別のうえ、島外へ搬出する計画です。

施設の供用に伴い発生する1日当たりの可燃ごみは1.70tであり、種子島内の焼却施設の1日当たりの処理量(2施設合計18.51t)の9.2%に相当する量です。また、処理能力(2施設合計33t/日)に与える影響は5.2%に相当します。不燃ごみは、1日当たり0.57tであり、種子島内の最終処分場処理量(2施設合計2.51t/日)の22.7%に相当する量です。

一般廃棄物の受け入れについては、引き続き、関係地方公共団体との調整に努めます。なお、資源ごみについては、空き缶や空きビン等の分別を含め、適正に処理・処分する計画です。

表-6.19.18 種類別一般廃棄物量 (t/月)

発生量 (t)	内訳		
	可燃ごみ (t)	不燃ごみ (t)	資源ごみ (t)
85.2	51.1	17.0	17.0

注：四捨五入のため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しません。

6.19.3 評価

(1) 工事の実施

1) 環境影響の回避・低減に係る評価

(a) 環境保全措置の検討

廃棄物等について、工事の実施に伴う影響を低減するため、以下に示す環境保全措置を講じることとしています。

a) 一般廃棄物

- ・資源ごみについては、空き缶や空きビン等の分別を含め、適正に処理・処分します。
- ・作業員等の飲食の際に使用する食器等については、ワンウェイ（使い捨て）製品の購入や使用の抑制を図ります。

b) 産業廃棄物

- ・伐採樹木については、対象事業実施区域内において集積後切り揃えしたうえで、島外へ搬出し、産業廃棄物処理業者に委託し、中間処理施設で処理を行い、再資源化に努めます。
- ・アスファルト塊、コンクリート塊及び鋼材は、島外へ搬出し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に基づき、産業廃棄物処理業者に委託し、中間処理施設で破碎処理等を行い、再資源化します。その他の産業廃棄物については、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し適正に処理する計画です。
- ・切土については、盛土等に用いることとし、建設残土が極力発生しないようにします。

上記の環境保全措置を予測の前提として検討した結果、工事の実施に伴う廃棄物等の影響を以下に示すとおり予測しました。

・土木工事における副産物（樹木伐採による木材）

伐採樹木については、対象事業実施区域内において集積後切り揃えしたうえで、島外へ搬出し、産業廃棄物処理業者に委託し、中間処理施設で処理を行い、再資源化に努めます。

これにより、鹿児島県廃棄物処理計画における産業廃棄物についての目標値（リサイクル率:63.9%）を踏まえ、適正に処理・処分されるものと考えられます。

・ 建築工事から発生する副産物（一般廃棄物及び産業廃棄物）

発生した一般廃棄物及び産業廃棄物は、島外搬出後、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し適正に処理する計画です。

資源ごみについては、空き缶や空きビン等の分別を含め、適正に処理・処分する計画です。

これにより、鹿児島県廃棄物処理計画における一般廃棄物についての目標値(リサイクル率:23.4%)を踏まえ、適正に処理・処分されるものと考えられます。

また、アスファルト塊、コンクリート塊及び鋼材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」に基づき、産業廃棄物処理業者に委託し、中間処理施設で破碎処理等を行い、再資源化します。

これにより、鹿児島県環境基本計画における建設廃棄物に関する環境指標(建設廃棄物再資源化率(アスファルト・コンクリート塊):100%)を踏まえ、適正に処理・処分されるものと考えられます。

・ 撤去工事から発生する副産物（コンクリート及び鋼材等）

発生したコンクリート塊及び鋼材等は、島外へ搬出し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」に基づき、産業廃棄物処理業者に委託し、中間処理施設で破碎処理等を行い、再資源化します。

これにより、鹿児島県環境基本計画における建設廃棄物に関する環境指標(建設廃棄物再資源化率(コンクリート塊):100%)を踏まえ、適正に処理・処分されるものと考えられます。

以上より、廃棄物等については、工事の実施に伴い発生する建設副産物の排出を抑制するとともに、発生する建設副産物が適正に処理できることから、さらなる環境保全措置は講じないこととしました。

なお、一般廃棄物の受け入れについては、引き続き、関係地方公共団体等との調整に努めます。

(b) 環境影響の回避・低減の検討

調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、工事の実施に伴う廃棄物等の影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、低減が期待できるものと考えます。

以上から、工事の実施に伴う廃棄物等の影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価しました。

2) 国又は関係地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価

(a) 環境保全の基準又は目標

廃棄物等に係る環境保全の基準又は目標は、鹿児島県廃棄物処理計画における一般廃棄物及び産業廃棄物についての目標値、鹿児島県環境基本計画における建設廃棄物に関する環境指標としました。

(b) 環境保全の基準又は目標との整合性

調査及び予測の結果、工事の実施に伴う廃棄物等の予測結果は、鹿児島県廃棄物処理計画における一般廃棄物についての目標値(リサイクル率:23.4%)、産業廃棄物についての目標値(リサイクル率:63.9%)、鹿児島県環境基本計画における建設廃棄物に関する環境指標(建設廃棄物再資源化率(アスファルト・コンクリート塊・コンクリート塊):100%)を満足します。

以上から、工事の実施に伴う廃棄物等の影響については、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価しました。

(2) 飛行場及びその施設の存在及び供用

1) 環境影響の回避・低減に係る評価

(a) 環境保全措置の検討

廃棄物等について、飛行場の施設の供用に伴う影響を低減するため、以下に示す環境保全措置を講じることとしています。

- ・資源ごみについては、空き缶や空きビン等の分別を含め、適正に処理・処分する計画です。

上記の環境保全措置を予測の前提として検討した結果、工事の実施に伴う廃棄物等の影響を以下に示すとおり予測しました。

- ・発生した一般廃棄物は、ルールに従い分別のうえ、島外へ搬出する計画です。資源ごみについては、空き缶や空きビン等の分別を含め、適正に処理・処分する計画です。

これにより、鹿児島県廃棄物処理計画における一般廃棄物についての目標値(リサイクル率:23.4%)を踏まえ、適正に処理・処分されるものと考えられます。

以上より、廃棄物等については、飛行場の施設の供用に伴い発生する廃棄物の排出を抑制するとともに、発生する廃棄物が適正に処理できることから、さらなる環境保全措置は講じないこととしました。

なお、一般廃棄物の受け入れについては、引き続き、関係地方公共団体等との調整に努めます。

また、産業廃棄物については、現時点では発生量を定量的に予測することは困難ですが、産業廃棄物が発生した際には、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し適正に処理します。

(b) 環境影響の回避・低減の検討

調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、飛行場の施設の供用に伴う廃棄物等の影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、低減が期待できるものと考えます。

以上から、飛行場及びその施設の存在及び供用に伴う廃棄物等の影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価しました。

2) 国又は関係地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価

(a) 環境保全の基準又は目標

廃棄物等に係る環境保全の基準又は目標は、鹿児島県廃棄物処理計画における一般廃棄物についての目標値としました。

(b) 環境保全の基準又は目標との整合性

調査及び予測の結果、飛行場の施設の供用に伴う廃棄物等の予測結果は、鹿児島県廃棄物処理計画における一般廃棄物についての目標値(リサイクル率:23.4%)を満足します。

以上から、飛行場及びその施設の存在及び供用に伴う廃棄物等の影響については、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価しました。

